4　防衛特別法人税

⑴　納税義務者及び税額の計算

⑵　申告及び納付

⑴　納税義務者及び税額の計算

○　各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務があります。防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額に4%の税率を乗じて計算した金額とされています。

○　この各課税事業年度の課税標準法人税額とは、原則として、その法人の各事業年度の基準法人税額（※1）から基礎控除額（※2）を控除した金額をいいます。

（※１）　「基準法人税額」とは、一定の制度を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額をいいます。
（※２）　「基礎控除額」は、年500万円となります。

【関係法令】防確法8、9、10、11、13、14

⑵　申告及び納付

○　法人税の中間申告書又は確定申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書（※）又は確定申告書を提出する必要があります。

○　防衛特別法人税の中間申告書又は確定申告書の提出期限は、法人税の中間申告書又は確定申告書の提出期限と同じです。納付期限についても同様です。

（※）　中間申告の規定は、法人の令和9年4月1日以後に開始する課税事業年度から適用されます。

【関係法令】防確法21、22、24、25、29、30